

川崎市差別防止対策等審査会から答申が提出されました

川崎市差別防止対策等審査会（会長：吉戒修一^{よしかいしゅういち}弁護士）は、令和2年10月9日に市長から「インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表について」の諮問を受け、この間、審議を重ねてきました。

その内容が答申としてまとめられ、次のとおり市長に提出されましたので、お知らせいたします。

- 1 提出日
令和2年11月16日（月）
- 2 タイトル
「インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表について」（答申）

※ 答申に記載されている「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の内容が拡散することを防止するため、答申の概要を公表いたします。

【問合せ先】川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 大西
電話（044）200-2369

答申の概要

1 審査会の結論

(1) 事案番号1について

事案番号1の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、電子掲示板の運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号1の各投稿の表現の内容の概要の公表は、それぞれ特定の市民等を対象とする次の趣旨の記載をした表現について行うことが適当である。

ア『早く日本から出ていけ』

イ『国にゴーストホーム』

ウ『死ね』

エ『国にお帰りください』

オ『今すぐに死ね』

カ『国に帰れ。寄生虫そのもの』

キ『日本から出て行け』

ク『何を言っても相手にしない。国に帰れ』

ケ『日本から出ていけ、帰国したら死刑だけど』

コ『日本から出ていけ、ぶっ殺して地獄に落とす』

サ『国に帰れ』

シ『今すぐに日本から出ていけ』

(2) 事案番号2について

事案番号2の各投稿は、事案番号1の各投稿を転載したものである。

事案番号2の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、電子掲示板の運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号2の各投稿の表現の内容の概要の公表は、事案番号1の各投稿と同様に行うことが適当である。

(3) 事案番号3について

事案番号3の各投稿は、事案番号1の各投稿を転載したものである。

事案番号3の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、ウェブサイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号3の各投稿の表現の内容の概要の公表は、事案番号1の各投稿と同様に行うことが適当である。

(4) 事案番号4について

事案番号4の各投稿は、事案番号2の投稿を転載したものと新たに当該ウェブサイトへ投稿されたものである。

事案番号4の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、ブログサービスの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号4の各投稿の表現の内容の概要の公表は、事案番号2の投稿を転載したものは、上記(1)アと同様に、また、新たに当該ウェブサイトへ投稿されたものは、それぞれ特定の市民等を対象とする次の趣旨の記載をした表現について行うことが適当である。

ア『〇〇(朝鮮人の蔑称。以下同じ。)]

イ『〇〇は石ころで頭をぶち割ればいい』

(5) 事案番号5について

事案番号5の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、ブログサービスの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

事案番号5の各投稿の表現の内容の概要の公表は、それぞれ特定の市民等を対象とする次の趣旨の記載をした表現について行うことが適当である。

ア『今すぐに死ね』

イ『〇〇は練炭で死ね、早くしないと全員焼却処分にする』

ウ『必ず殺してやる、生き延びたければこの国から出ていけ』

エ『死ね、〇〇』

オ『国に帰りたくないなら死ね』

カ『朝鮮半島に帰れ』

2 審査会の判断

(1) 条例第17条第1項の該当性の判断に当たっての考慮要素について

インターネット表現活動が条例第17条第1項の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかの判断に当たっては、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自

由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。

(2) インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表について

インターネット表現活動に係る表現の内容の概要等の公表は、どのようなインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかを市民に分かりやすいように公表するとともに、公表したもの以外のインターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないわけではないことを注記することが適当である。

また、公表を行うに当たっては、インターネットの検索サイトで当該投稿が特定されないように、十分配慮して行うことが適当である。